

サッカーイベント開催業務委託プロポーザル実施要領

1 業務名

サッカーイベント開催業務委託

2 業務の目的

本要領は、サッカーによるまちづくりを目指すため、多数の人がサッカーに触れられるようなイベントを行うにあたり、業務受託業者を公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により選定する際に必要な事項を定めるものである。

3 履行場所

飯塚市 地内

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

5 業務の内容

別紙「サッカーイベント開催業務委託仕様書」のとおり

6 見積限度額

6,488,500円(消費税及び地方消費税を除く)

7 参加資格及び要件

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。

- (1)福岡県内に本社を有し、迅速な連絡調整と対応が可能であること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3)飯塚市有資格者名簿(以下、「名簿」という。)に登載されている者にあつては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年飯塚市告示第28号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6)破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7)国税及び地方税に滞納がないこと。
- (8)福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。また同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。

8 事業者の公募

- (1)事業者の公募は、市公式ホームページに掲載して行う。
- (2)公募の期間は、令和5年10月6日(金)から令和5年10月26日(木)とする。

9 実施スケジュール(予定)

内 容	期 限 等
公募開始	令和5年10月6日(金)
質問票提出期限	令和5年10月13日(金)17時15分まで
質問票回答期限	令和5年10月20日(金)
参加表明書の提出期限	令和5年10月26日(木)17時15分まで
企画提案書等の提出期限	令和5年10月30日(月)17時15分まで
一次審査	令和5年10月31日(火) ※予定※
一次審査結果通知	令和5年11月1日(水) ※予定※
二次審査	令和5年11月6日(月) ※予定※
二次審査結果通知	令和5年11月初旬 ※予定※

※日程については変更する場合があります。

10 審査方法及び審査基準

審査は、飯塚市職員で構成するサッカーイベント開催業務受託事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

(1)一次審査

審査委員会は、参加表明書提出者が多数となった場合は本実施要領12に記載した提出書類により業務実績等を勘案し、二次審査参加者を概ね5者程度選定するものとする。

なお、参加表明者が5者以下の場合是一次審査を実施しない。一次審査の結果は、通過者にのみ電話にて連絡を行い、後日、すべての提案者に書面で通知を行う。

(2)二次審査

企画提案書提出選定通知者からの書類審査及びヒアリング等による審査を実施する。

審査にあたっては、審査基準に基づき採点し、最高得点の提案者を受託候補者として決定する。

採点にあたっては提出資料を元に審査委員がそれぞれ採点し、その合計点により点数を算出する。最高得点の点数の同じ者が2者以上ある場合には、その中で見積額が一番低い者を選定する。ただし、審査の結果、最高得点の提案者の総得点数が6割に満たない場合は選考対象とせず、再度公募することとする。

(3) 審査項目

審査項目は、下表のとおりとする。

No	審査基準	審査項目	審査内容	内訳
1	全体構想	理解度	本事業の目的や必要性を十分理解しているか。	10
2	実施体制	業務の 実施体制	企画内容に対して、遂行可能な人員が確保されているか。 業務を的確に実施できる機材・設備を準備する計画となっているか。	20
3		業務遂行 能力・実績	業務遂行にあたり実施するスポーツに関する知識や経験を有しているか。	20
4	提案・ 企画内容	事業内容	各事業が、魅力的な内容になっているか。	20
5		実施方式	実施に向け適切かつ具体的な時間配分が提示され、参加者しやすい適切な時間帯での開催予定となっているか。	10
6		広報計画	参加者募集のための広報に用いる媒体・手法・スケジュール等が具体的に提示されているか。	10
7		独自性	仕様書で求める事項以外で有益な提案や独自性があるか。	10
8	見積額	見積の妥当性	提案内容を含め、業務内容に対して積算根拠の整合性が取れており、見積額が妥当であるか。	10
合計				110

(4) 審査過程の非公開

審査委員会については、非公開とする。

また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、全提案者に書面で通知する。

11 実施要領及び仕様書に関する質問の受付・回答

本要領又は仕様書の内容に関し、質問がある場合は、質問票(様式第4号)により電子メールにて提出すること。

(1) 受付期限

令和5年10月13日(金) 17時15分まで(必着)

(2) 提出方法

質問票(様式第4号)により電子メールで提出すること。なお、電子メール以外は受け付けない。

E-mail : sports-s@city.iizuka.lg.jp

電子メールの表題は「サッカーイベント開催業務委託に関する質問(事業者名)」とすること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年10月20日(金)までに市公式ホームページで質問者名を伏せて掲載する。

12 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により参加表明書及び必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年10月26日(木) 17時15分まで(必着)

(2) 提出場所

「21. 問い合わせ先」に記載する担当窓口にすること。

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。

(4) 提出書類・・・(提出部数)

ア 参加表明書(様式第1号)・・・1部

イ 会社概要書(様式第2-1号)・・・1部

ウ 役員名簿(様式第2-2号)・・・1部

エ 業務体制表(様式第2-3号)・・・8部

オ 業務実績調書(様式第3号)・・・8部

カ 見積書(任意様式)・・・8部

※見積内訳を可能な限り詳細に記載すること。費用は消費税を除くものとする。なお、見積書の合計金額は企画提案書(様式第6号)の見積金額と整合させること。

キ 会社概要(会社パンフレットなど任意)・・・1部

ク 地方公共団体に納品した計画書又は概要版・・・1部

ケ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(所轄法務局が提出日から3箇月以内に発行した現行と相違のないもの。写し可)・・・1部

コ 財務諸表(直近の決算のもの)・・・1部

サ 国税及び地方税の納税証明書(未納がないことが確認できるもの。写し可)・・・1部

シ 印鑑証明書(名簿に登載されていない者は、原本を添付。なお副本は写し可)・・・1部

ス 委任状(任意様式)※支店・営業所等を代理人とする場合・・・1部

セ 企画提案書提出者選定通知書(以下「選定通知書」という。)の返信用封筒(返信先を記載し84円切手を貼った長3封筒)・・・1部

※ケ、サ、シについては、提出日以前3箇月以内に発行されたものに限る。

※名簿登載者については、ウ、ケ、コ、サ、シの提出は不要。

13 プロポーザル参加の辞退

参加表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、令和5年10月27日(金)17時15分までに辞退届(様式第5号)の持参によって、辞退を認める。

14 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和5年10月30日(月) 17時15分まで(必着)

(2) 提出場所

「21 問い合わせ先」に記載する担当窓口に提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。

(4) 提出書類

企画提案書については、次のアからエまでの書類を作成し、書類の提出にあたっては、A4 フラットファイル等を使用し、インデックス等の活用により、見やすいものとする。

ア 企画提案書(様式第6号) ※表紙として使用すること。

イ 提案書(任意様式)

10 審査方法及び審査基準(3)審査項目に沿って提案書の作成を行うこと。

基本方針やコンセプトなどがイメージできるもの。

提案書については、A4 版長辺綴じ、横書き、20 ページ以内とし、文字は 11 ポイント以上で、両面印刷とする。ただし、図表等で必要な場合のみ A3 版を折り込んで作成しても差し支えない。

ウ 業務工程表(任意様式)

エ 業務の実施体制(任意様式)

(5) 提出部数

各 8 部(正本 1 部 副本 7 部)

※副本 7 部についてはコピー可とし、事業者の名称やその他事業者が特定される情報(ロゴマーク等)は記載しないこと。(写真等の資料にも記載がないことを確認すること。)

15 一次審査

(1)実施日：令和 5 年 10 月 31 日(火) 予定

(2)結果(企画提案書提出選定結果)の通知(予定)

選定結果は、令和 5 年 11 月 1 日(水)17 時 15 分までに通過者にのみ電話にて連絡をする。後日、すべての提案者に書面により通知する。

16 二次審査

(1)実施日：令和 5 年 11 月 6 日(月) 予定

(2)結 果：審査結果は令和 5 年 11 月初旬に、書面により通知する。

17 審査結果の公表

審査の結果については、市公式ホームページに以下の内容で公表する。

(1)受託候補者の名称、所在地、総得点

(2)受託候補者以外の総得点(社名等は、非公開とする。)

18 契約の締結

(1)契約手続き

受託候補者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし契約交渉が不調の時は、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

なお、受託候補者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当する場合、又は飯塚市からの指名停止を受けることとなった場合は契約の締結を行わない。
契約手続きに係る詳細については、飯塚市契約規則に従って取り扱うものとする。

(2) 契約内容

内容については、市と受託候補者とで提案内容に基づき協議を行い、仕様書(委託内容)を確定させることとする。

(3) 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

19 失格条項

次のいずれかに該当する場合には該当参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 本実施要領 7 に記載の参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合していない場合
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載された場合
- (5) 契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合
- (6) 本実施要領 6 に記載の見積限度額を超える見積額で提案された場合
- (7) 公正に欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合
- (8) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成 19 年告示第 28 号)の規定に該当する行為が認められた場合

20 その他の留意事項

- (1) 提出された提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 提案書の提出期限以降における提案書の差し替え及び追加、削除は認めない。
- (3) 提出された提案書等は、プロポーザルに係る審議以外には提出者に無断で使用しない。

21 問い合わせ先

〒820-8605 飯塚市忠隈 523 穂波庁舎 4 階

飯塚市 市民協働部 スポーツ振興課 スポーツ振興係 (担当: 大場, 辻田)

電話: 0948-22-0380(内線 2422)

FAX: 0948-25-8994

E-mail: sports-s@city.iizuka.lg.jp